（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

［一～五　略］

［3～5　略］

（打上げ施設の適合認定の申請等）

第十六条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

［一～三　略］

［3～5　略］

（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

［一～三　略］

［3～5　略］

（変更の許可の申請等）

第二十五条　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

［2～4　略］

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等）

第二十七条　［略］

［2～4　略］

5　内閣総理大臣は、法第二十六条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の上限）

第三十二条の二　法第四十条第二項の内閣府令で定める金額は、三千五百億円とする。

別表（第九条の二関係）

人工衛星の打上げ用ロケット	金額
H－ⅡAロケット	二百億円
H－ⅡBロケット	二百億円
イプシロンロケット	二百億円

（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一～五　同上］

［3～5　同上］

（打上げ施設の適合認定の申請等）

第十六条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一～三　同上］

［3～5　同上］

（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一～三　同上］

［3～5　同上］

（変更の許可の申請等）

第二十五条　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

［2～4　同上］

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等）

第二十七条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

［別表を加える。］